

『原価計算研究』編集委員会運営細則

1. 趣旨

会則第3条第2項二に基づく学会誌『原価計算研究』に関する編集委員会（以下、「編集委員会」という。）の組織および運営は、本細則によって行うものとする。

2. 組織

- (1) 編集委員会、委員長、副委員長および委員で構成する。
- (2) 副委員長は1名以上3名以内、委員は4名以上12名以内とする。
- (3) 委員長および副委員長は、会長が理事の中から選任する。
- (4) 委員は、委員長が会員の中から選任する。ただし、少なくとも4名は理事または幹事の中から選任する。

3. 任期

- (1) 委員長および副委員長の任期は常任理事の任期を上限とし、会長の任期を超えないものとする。また、再任は妨げない。
- (2) 委員の任期は、委員長の任期を超えないものとする。また、再任は妨げない。

4. 業務内容

- (1) 学会誌は年に2号以上を発行する。
- (2) 編集委員会は、学会誌『原価計算研究』の編集および発行に関する業務を担当する。業務の作業手順については、別に要項として定める。

5. 編集委員の投稿

編集委員は、「『原価計算研究』学会誌投稿規程」に定める投稿資格に基づいて投稿することができる。

6. 論文の分量および体裁

論文の分量および体裁等は、別に定める「『原価計算研究』執筆要項」によるものとする。

7. レフリー制度

- (1) レフリー制度の運営は、「レフリー制度運用基準」によるものとする。
- (2) 編集委員会は、「レフリー制度運用基準」に規定する査読基準および「受理／非受理」の判定基準にしたがって「受理/非受理」を決定し、執筆者、会長および常任理事会に報告する。

8. 細則の改定

本運営細則の改定は、常任理事会および理事会の承認を得なければならない。

(附則)

1. 当運営細則は、平成 22 年 7 月 3 日改正学会会則第 26 条に基づき設定、同日より実施する。
2. 改定 平成 25 年 8 月 29 日
改定 平成 27 年 9 月 10 日
改定 平成 28 年 8 月 28 日
改定 令和 4 年 9 月 7 日